

2020年版 追補 (法令現在 2021年4月1日)

アイソトープ法令集Ⅱ—医療放射線関係法令—

○新旧対照表*

①医療法施行規則(抄)

令和2年4月1日 厚生労働省令 第81号 (医療法施行規則の一部を改正する省令)

②放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法

令和2年4月1日 厚生労働省告示 第166号 (医臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第5号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の一部を改正する告示) 第2条

③放射性医薬品の製造及び取扱規則

令和2年3月21日 厚生労働省令 第63号 (放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令)

④放射性物質の数量等に関する基準

令和2年3月21日 厚生労働省告示 第142号 (放射性物質の数量等に関する基準の一部を改正する件)

⑤臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第5号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準(抄)

令和2年4月1日 厚生労働省告示 第166号 (医臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第5号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の一部を改正する告示) 第1条

* 注記

当該追補は、2020年版アイソトープ法令集Ⅱ—医療放射線関係法令—(本書)において、2021年4月1日時点の①～⑤の改正に関する新旧対照表のみで構成されております。本書に収載された全ての関係法令に関する改正を追補したものではありません。

①医療法施行規則(抄)

(昭和23年11月5日厚生省令第50号)

(傍線の部分が改正箇所)

改正後 (最終改正 令和2年4月1日 厚生労働省令第81号)	改正前 (最終改正 令和元年9月13日 厚生労働省令第46号)																																								
<p>(放射線診療従事者等の被ばく防止) 第30条の18 (略)</p> <p>2 前項の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。)による線量及び人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること(以下「内部被ばく」という。)による線量について次に定めるところにより測定した結果に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定しなければならない。</p> <p>(1) 外部被ばくによる線量の測定は、1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量のうち、<u>実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、当該外部被ばくによる線量を算定するために適切と認められるものを放射線測定器を用いて測定することにより行うこと。</u>ただし、放射線測定器を用いて測定することが、著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(線量限度) 第30条の27 (略)</p> <p>2 第30条の18第1項に規定する放射線診療従事者等に係る等価線量限度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 眼の水晶体については、<u>令和3年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト及び4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト</u>(緊急放射線診療従事者等に係る眼の水晶体の等価線量限度は、300ミリシーベルト)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>別表第3(第30条の26関係) 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、1種類である場合の空气中濃度限度等</p> <p style="text-align: right;">第2欄～第4欄 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">第1欄</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">放射性同位元素の種類</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">核種</th> <th style="text-align: center;">化学形等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¹⁰¹Ag</td> <td style="text-align: center;">硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¹⁰²Ag</td> <td style="text-align: center;">硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¹⁰³Ag</td> <td style="text-align: center;">硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄		放射性同位元素の種類		核種	化学形等	(略)	(略)	¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	<p>(放射線診療従事者等の被ばく防止) 第30条の18 (略)</p> <p>2 前項の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。)による線量及び人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること(以下「内部被ばく」という。)による線量について次に定めるところにより測定した結果に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定しなければならない。</p> <p>(1) 外部被ばくによる線量の測定は、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量(中性子線については、1センチメートル線量当量)を放射線測定器を用いて測定することにより行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが、著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>第1号の規定にかかわらず、前号ただし書により体幹部以外の部位について測定する場合は、70マイクロメートル線量当量(中性子線については、1センチメートル線量当量)を測定すれば足りること。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(線量限度) 第30条の27 (略)</p> <p>2 第30条の18第1項に規定する放射線診療従事者等に係る等価線量限度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 眼の水晶体については、4月1日を始期とする1年間につき150ミリシーベルト(緊急放射線診療従事者等に係る眼の水晶体の等価線量限度は、300ミリシーベルト)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>別表第3(第30条の26関係) 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、1種類である場合の空气中濃度限度等</p> <p style="text-align: right;">第2欄～第4欄 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">第1欄</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">放射性同位元素の種類</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">核種</th> <th style="text-align: center;">化学形等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¹⁰¹Ag</td> <td style="text-align: center;">硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¹⁰²Ag</td> <td style="text-align: center;">硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¹⁰³Ag</td> <td style="text-align: center;">硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄		放射性同位元素の種類		核種	化学形等	(略)	(略)	¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)	¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)	¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)
第1欄																																									
放射性同位元素の種類																																									
核種	化学形等																																								
(略)	(略)																																								
¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																								
(略)	(略)																																								
¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																								
(略)	(略)																																								
¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																								
(略)	(略)																																								
第1欄																																									
放射性同位元素の種類																																									
核種	化学形等																																								
(略)	(略)																																								
¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀																																								
(略)	(略)																																								
¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀																																								
(略)	(略)																																								
¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀																																								
(略)	(略)																																								

¹⁰⁴ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
^{104m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹⁰⁵ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
^{105m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹⁰⁶ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
^{106m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹⁰⁸ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
^{108m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
^{109m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹¹⁰ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
^{110m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹¹¹ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
^{111m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹¹² Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹¹³ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
^{113m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹¹⁵ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)

¹⁰⁴ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略)	(略)
^{104m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略)	(略)
¹⁰⁵ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略)	(略)
^{105m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略)	(略)
¹⁰⁶ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略)	(略)
^{106m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略)	(略)
¹⁰⁸ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略)	(略)
^{108m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略)	(略)
^{109m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略)	(略)
¹¹⁰ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略)	(略)
^{110m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略)	(略)
¹¹¹ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略)	(略)
^{111m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略)	(略)
¹¹² Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略)	(略)
¹¹³ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略)	(略)
^{113m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略)	(略)
¹¹⁵ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, <u>水酸化物及び金属銀</u>
(略)	(略)

附 則

(施行期日)

第 1 条 この省令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 医療法施行規則第 30 条の 18 第 1 項に規定する放

放射線診療従事者等のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が5年間につき100ミリシーベルトを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないものに対するこの省令による改正後の医療法施行規則(以下「新規則」という。)第30条の27第2項第1号の規定の適用については、この省令の施行の日から令和5年3月31日までの間、同号中「令和3年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト及び4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト」とあるのは、「4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト」とする。

2 前項の規定の適用を受ける者に対する令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間における新規則第30条の27第2項第1号の規定の適用については、同号中「令和3年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト」とあるのは、「令和5年4月1日以後3年ごとに区分した各期間につき60ミリシーベルト」とする。

②放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法

(平成 12 年 12 月 26 日厚生省告示第 398 号)

(傍線の部分が改正箇所)

改正後 (最終改正 令和 2 年 4 月 1 日 厚生労働省告示第 166 号)	改正前 (最終改正 平成 12 年 12 月 26 日 厚生省告示第 398 号)																																																																																																
<p>(実効線量及び等価線量の算定) 第 3 条 (略) 2 規則第 30 条の 18 第 2 項に規定する等価線量は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 眼の水晶体の等価線量は、1 センチメートル線量当量、3 ミリメートル線量当量又は 70 マイクロメートル線量当量のうち、<u>いずれか適切なもの</u>とすること。 (3) (略)</p> <p>別表第 3(第 2 条関係) 放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取した場合の実効線量係数等 第 2 欄, 第 3 欄 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">第 1 欄 放射性同位元素の種類</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">核種</th> <th style="text-align: center;">化学形等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">¹⁰¹Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">¹⁰²Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">¹⁰³Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">¹⁰⁴Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">^{104m}Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">¹⁰⁵Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">^{105m}Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">¹⁰⁶Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">^{106m}Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">¹⁰⁸Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">^{108m}Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> </tbody> </table>	第 1 欄 放射性同位元素の種類		核種	化学形等	(略)	(略)	¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	¹⁰⁴ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	^{104m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	¹⁰⁵ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	^{105m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	¹⁰⁶ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	^{106m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	¹⁰⁸ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	^{108m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	<p>(実効線量及び等価線量の算定) 第 3 条 (略) 2 規則第 30 条の 18 第 2 項に規定する等価線量は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 眼の水晶体の等価線量は、1 センチメートル線量当量又は 70 マイクロメートル線量当量のうち、<u>適切な方</u>とすること。 (3) (略)</p> <p>別表第 3(第 2 条関係) 放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取した場合の実効線量係数等 第 2 欄, 第 3 欄 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">第 1 欄 放射性同位元素の種類</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">核種</th> <th style="text-align: center;">化学形等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">¹⁰¹Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、<u>水酸化物及び金属銀</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">¹⁰²Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、<u>水酸化物及び金属銀</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">¹⁰³Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、<u>水酸化物及び金属銀</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">¹⁰⁴Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、<u>水酸化物及び金属銀</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">^{104m}Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、<u>水酸化物及び金属銀</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">¹⁰⁵Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、<u>水酸化物及び金属銀</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">^{105m}Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、<u>水酸化物及び金属銀</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">¹⁰⁶Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、<u>水酸化物及び金属銀</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">^{106m}Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、<u>水酸化物及び金属銀</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">¹⁰⁸Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、<u>水酸化物及び金属銀</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">^{108m}Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、<u>水酸化物及び金属銀</u></td></tr> </tbody> </table>	第 1 欄 放射性同位元素の種類		核種	化学形等	(略)	(略)	¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)	(略)	¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)	(略)	¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)	(略)	¹⁰⁴ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)	(略)	^{104m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)	(略)	¹⁰⁵ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)	(略)	^{105m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)	(略)	¹⁰⁶ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)	(略)	^{106m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)	(略)	¹⁰⁸ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>	(略)	(略)	^{108m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>
第 1 欄 放射性同位元素の種類																																																																																																	
核種	化学形等																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
¹⁰⁴ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
^{104m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
¹⁰⁵ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
^{105m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
¹⁰⁶ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
^{106m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
¹⁰⁸ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
^{108m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																																
第 1 欄 放射性同位元素の種類																																																																																																	
核種	化学形等																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
¹⁰⁴ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
^{104m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
¹⁰⁵ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
^{105m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
¹⁰⁶ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
^{106m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
¹⁰⁸ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>																																																																																																
(略)	(略)																																																																																																
^{108m} Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、 <u>水酸化物及び金属銀</u>																																																																																																

(略)	(略)
^{109m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物 以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹¹⁰ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物 以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
^{110m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物 以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹¹¹ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物 以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
^{111m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物 以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹¹² Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物 以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹¹³ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物 以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
^{113m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物 以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹¹⁵ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物 以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)

(略)	(略)
^{109m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金 属銀
(略)	(略)
¹¹⁰ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金 属銀
(略)	(略)
^{110m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金 属銀
(略)	(略)
¹¹¹ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金 属銀
(略)	(略)
^{111m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金 属銀
(略)	(略)
¹¹² Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金 属銀
(略)	(略)
¹¹³ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金 属銀
(略)	(略)
^{113m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金 属銀
(略)	(略)
¹¹⁵ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金 属銀
(略)	(略)

前 文 (令和2年4月1日 厚生労働省告示 第166号)

臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条第1項第5号及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の18第2項の規定に基づき、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第5号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の一部を改正する告示を次のように定め、令和3年4月1日から適用する。ただし、第1条中臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第5号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準(昭和56年厚生省告示第16号)別表第1の改正規定及び第2条中放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法(平成12年厚生省告示第398号)別表第3の改正規定は、公布の日から適用する。

③放射性医薬品の製造及び取扱規則

(昭和 36 年 2 月 1 日厚生省令第 4 号)

(傍線の部分が改正箇所)

<p>改正後 (最終改正 令和 2 年 3 月 31 日 厚生労働省令第 63 号)</p>	<p>改正前 (最終改正 令和元年 6 月 28 日 厚生労働省令第 20 号)</p>						
<p>(定義) 第 1 条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) <u>(9)特定放射性物質 放射性物質であって、その放射線が発散された場合において人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働大臣が定める数量以上のもの</u> <u>(10)防護区域 放射性物質を取り扱う作業室、試験検査室(動物試験を行う場合には動物試験室を含む。以下同じ。)、汚染検査室(人体又は作業衣、履物、防護具等人体に着用している物の表面の放射性物質による汚染の検査及び除去を行う室をいう。以下同じ。)</u>並びに貯蔵設備及び廃棄設備を含む特定放射性物質を防護するために講ずる措置の対象となる場所 <u>(11)防護従事者 特定放射性物質の防護に関する業務に従事する者(第 12 条の 2 の特定放射性物質防護管理者を含む。)</u></p> <p>(製造業者の遵守すべき事項) 第 2 条 製造業者は、作業を行うに当たって、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)～(12) (略) 2～7 (略) <u>8 特定放射性物質を取り扱う製造業者は、次の表の左欄に掲げる特定放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="204 1323 794 1794"> <tr> <td data-bbox="204 1323 528 1514"> <u>(1)その放射線が発散された場合において極めて短時間に人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働大臣が定める数量以上のもの</u> </td> <td data-bbox="528 1323 794 1514"> <u>次項に定める措置</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1514 528 1731"> <u>(2)その放射線が発散された場合において短時間に人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働大臣が定める数量以上のもの(前号に掲げるものを除く。)</u> </td> <td data-bbox="528 1514 794 1731"> <u>第 10 項に定める措置</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1731 528 1794"> <u>(3)前2号に掲げるもの以外のもの</u> </td> <td data-bbox="528 1731 794 1794"> <u>第 11 項に定める措置</u> </td> </tr> </table> <p><u>9 前項の表第 1 号の特定放射性物質の防護のために必要な措置は、次の各号に定めるところによる。ただし、緊急の必要がある場合には、第 2 号、第 3 号又は第 4 号の措置は、第 6 条の 2 の規定による防護規程に定めるところによることができる。</u> <u>(1) 防護区域を定めること。</u></p>	<u>(1)その放射線が発散された場合において極めて短時間に人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働大臣が定める数量以上のもの</u>	<u>次項に定める措置</u>	<u>(2)その放射線が発散された場合において短時間に人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働大臣が定める数量以上のもの(前号に掲げるものを除く。)</u>	<u>第 10 項に定める措置</u>	<u>(3)前2号に掲げるもの以外のもの</u>	<u>第 11 項に定める措置</u>	<p>(定義) 第 1 条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>(製造業者の遵守すべき事項) 第 2 条 製造業者は、作業を行うに当たって、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。 (1)～(12) (略) 2～7 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>
<u>(1)その放射線が発散された場合において極めて短時間に人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働大臣が定める数量以上のもの</u>	<u>次項に定める措置</u>						
<u>(2)その放射線が発散された場合において短時間に人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働大臣が定める数量以上のもの(前号に掲げるものを除く。)</u>	<u>第 10 項に定める措置</u>						
<u>(3)前2号に掲げるもの以外のもの</u>	<u>第 11 項に定める措置</u>						

(2) 防護区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域に常時立ち入ろうとする者については、その身分及び当該防護区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等(以下「証明書等」という。)を発行し、当該立入りの際に当該証明書等を所持させること。

ロ 防護区域に立ち入ろうとする者(イに掲げる証明書等を所持する者(以下「防護区域常時立入者」という。))を除く。)については、その身分及び当該防護区域への立入りの必要性を確認すること。

ハ ロに掲げる確認を受けた者が防護区域に立ち入る場合には、当該防護区域内において防護従事者を同行させ、特定放射性物質の防護のために必要な監督を行わせること。

(3) 防護区域への人の侵入を防止するため、防護区域の出入口(当該防護区域に至る経路上に設けられた出入口を含む。)に鍵を異にする2以上の施錠を行うこと。この場合(防護従事者にこれらの出入口を常時監視させる場合を除く。)において、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鍵の管理者(防護従事者のうちあらかじめ指定した者をいう。)にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者(あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた防護区域常時立入者を除く。)がその鍵を取り扱うことを禁止すること。

ロ 鍵又は錠について異常が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

(4) 防護区域常時立入者が防護区域に立ち入ろうとする場合には、その都度、その立入りが正当なものであることを確認するための2以上の措置を講ずること。

(5) 防護区域への人の侵入を監視するため、次に掲げる装置(以下「監視装置」という。)を設置すること。ただし、当該防護区域において特定放射性物質の使用のみをする場合であって、2人以上の防護従事者に同時に作業を行わせるときは、この限りでない。

イ 人の侵入を確実に検知して直ちに表示するとともに、一定期間録画する機能を有する装置(当該装置への不正な活動を検知し警報を発する機能を有するものに限る。)

ロ 人の侵入を検知した場合に警報を発するとともに、あらかじめ指定した者に直ちにその旨を通報する機能を有する装置(当該装置への不正な活動を検知し警報を発する機能を有するものに限る。)

(6) 特定放射性物質を堅固な障壁によって区画することその他の特定放射性物質を容易に持ち出すことができないようにするための2以上の措置を講ずること。ただし、防護区域において特定放射性物質の使用のみをする場合であって、2人以上の防護従事者に同時に作業を行わせるときは、この限りでない。

(7) 特定放射性物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定放射性物質は、防護区域内に置くこと。

ロ 監視装置により防護区域への人の侵入を常時監視すること。ただし、防護区域常時立入者が当該防護区域に立ち入る場合には、第5号口の装置により監視することを要しない。

ハ 特定放射性物質の管理に係る異常が認められた場合又は当該特定放射性物質の防護のために必要な設備若しくは装置に異常が認められた場合には、防護従事

者に、直ちに組織的な対応(防護従事者のうちからあらかじめ指定した者に報告することその他の第6条の2に定める防護規程に定める措置をいう。次の二において同じ。)をとらせること。

二 防護従事者に、毎週1回以上、特定放射性物質並びに当該特定放射性物質の防護のために必要な設備及び装置について点検を行わせること。当該点検において異常が認められた場合には、防護従事者に、直ちに組織的な対応をとらせ、異常が認められない場合にはその旨を第6条の2に定める防護規程に定めるところにより報告させること。

(8) 製造所において特定放射性物質を運搬する場合には、放射性輸送物に放射性物質等の運搬に関する基準(平成17年厚生労働省告示第491号。)第10条第1項第2号ハに規定する容易に破れないシールのはり付け等の措置を講じること。ただし、2人以上の防護従事者に同時に運搬を行わせるときは、この限りでない。

(9) 特定放射性物質の防護のために必要な情報を取り扱う電子計算機については、電気通信回線を通じた当該電子計算機に対する外部からの不正アクセスを遮断する措置を講ずること。

(10) 特定放射性物質の防護のために必要な設備及び装置については、その機能を維持するため、保守を行うこと。

(11) 特定放射性物質の盗取が行われるおそれがあり、又は行われた場合における関係機関への連絡については、2以上の連絡手段を備えることその他その連絡を確実かつ速やかに行うことができるようにすること。

(12) 特定放射性物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要がある者以外の者に知られることがないように管理すること。

(13) 特定放射性物質の防護のために必要な体制を整備すること。

(14) 特定放射性物質の盗取が行われるおそれがあり、又は行われた場合において確実かつ速やかに対応するための手順を文書にて定めること。

10 第8項の表第2号の特定放射性物質の防護のために必要な措置は、前項各号に定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
前項第3号	防護区域の出入口(当該防護区域に至る経路上に設けられた出入口を含む。)に鍵を異にする2以上の施錠を行うこと	防護区域の出入口に施錠を行うこと
前項第4号	2以上の措置	措置
前項第11号	2以上の連絡手段	連絡手段

(新設)

11 第8項の表第3号の特定放射性物質の防護のために必要な措置は、第9項各号(第5号及び第7号口を除く。)に定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に

(新設)

掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9項第3号	防護区域の出入口(当該防護区域に至る経路上に設けられた出入口を含む。)に鍵を異にする2以上の施錠を行うこと	防護区域の出入口に施錠を行うこと
第9項第4号及び第6号	2以上の措置	措置
第9項第11号	2以上の連絡手段	連絡手段

12 特定放射性物質を取り扱う製造業者は、製造所において2以上の放射性物質を取り扱う作業室、試験検査室、汚染検査室、貯蔵設備又は廃棄設備を有する場合にあっては、これらの特定放射性物質の防護のための措置を一体的に講ずることができる。この場合において、それぞれの放射性物質を取り扱う作業室、試験検査室、汚染検査室、貯蔵設備又は廃棄設備において取り扱おうとする特定放射性物質のうちその数量が最も大きいものに対する第8項の表の右欄に掲げる措置を講ずるものとする。

(測定)

第5条 (略)

2 製造業者は、放射線障害のおそれのある場所に立ち入った者について、その者の受けた放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を次の各号に定めるところにより測定しなければならない。

(1) 放射線の量の測定は、外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。)による線量及び人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすること(以下「内部被ばく」という。)による線量について、次に定めるところにより行うこと。

イ・ロ (略)

ハ 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分(口において腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分)以外の部分である場合にあっては、口による測定に加え、当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量(中性子線については、1センチメートル線量当量)を測定すること。

ニ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあっては、ロ又はハによる測定に加え、当該部位について、70マイクロメートル線量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。

ホ 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、口から二までの測定のほか、眼の近傍その他の適

(新設)

(測定)

第5条 (略)

2 製造業者は、放射線障害のおそれのある場所に立ち入った者について、その者の受けた放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を次の各号に定めるところにより測定しなければならない。

(1) 放射線の量の測定は、外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。)による線量及び人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすること(以下「内部被ばく」という。)による線量について、次に定めるところにより行うこと。

イ・ロ (略)

ハ 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分(口において腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分)以外の部分である場合にあっては、口のほか当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量(中性子線については、1センチメートル線量当量)を測定すること。

ニ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあっては、ロ及びハのほか、当該部位について、70マイクロメートル線量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。

(新設)

<p><u>切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。</u></p> <p>ヘ・ト (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 製造業者は、前2項の測定の結果について記録の作成、保存等の措置を次の各号に定めるところにより講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第2項第1号イからヘまでの測定の結果</u>については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により製造業者等が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては、出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度次の事項について記録すること。</p> <p>イ～ヘ (略)</p> <p>(3) <u>第2項第1号トの測定の結果</u>については、測定の都度次の事項について記録すること。</p> <p>イ～ヘ (略)</p> <p>(4)～(5)の2 (略)</p> <p>(5)の3 <u>前号の規定は、第5号の規定により算定する等価線量のうち、眼の水晶体に係るものについて準用する。この場合において、「実効線量」とあるのは「眼の水晶体の等価線量」と、「累積等価線量」とあるのは「眼の水晶体の累積等価線量」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>第2号から第5号の3までの記録</u>を5年間保存すること。</p> <p>(予防規程)</p> <p>第6条 製造業者は、放射性物質による障害の発生を防止するため、次の事項について、放射性物質による<u>障害予防規程</u>を定めなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に関すること。</u></p> <p>(12) <u>第10条第1項の措置を講ずるために必要な事項であつて、次に掲げるものに関すること(厚生労働大臣が定める数量以上の放射性物質を使用する場合に限る。)</u></p> <p>イ 当該措置を講ずる者に関する職務及び組織</p> <p>ロ 当該措置を講ずるために必要な設備又は資機材の整備</p> <p>ハ 当該措置の実施に関する手順</p> <p>ニ 当該措置に係る訓練の実施</p> <p>ホ 都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携</p> <p>(13) <u>放射線障害の防止に関する業務の改善に関すること(厚生労働大臣が定める数量以上の放射性物質を保管する場合に限る。)</u></p> <p>(14) (略)</p> <p>(防護規程)</p> <p>第6条の2 <u>特定放射性物質を取り扱う製造業者は、特定放射性物質を防護するため、次の事項について、防護規程を定めなければならない。</u></p> <p>(1) 防護従事者に関する職務及び組織に関すること。</p> <p>(2) <u>第2条第8項の表の左欄に掲げる特定放射性物質の区分の別に関すること。</u></p>	<p>ホ・ヘ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 製造業者は、前2項の測定の結果について記録の作成、保存等の措置を次の各号に定めるところにより講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第2項第1号イからホまでの測定の結果</u>については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により製造業者等が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては、出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度次の事項について記録すること。</p> <p>イ～ヘ (略)</p> <p>(3) <u>第2項第1号への測定の結果</u>については、測定の都度次の事項について記録すること。</p> <p>イ～ヘ (略)</p> <p>(4)～(5)の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>第2号から第5号の2までの記録</u>を5年間保存すること。</p> <p>(予防規定)</p> <p>第6条 製造業者は、放射性物質による障害の発生を防止するため、次の事項について、放射性物質による<u>障害予防規定</u>を定めなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

- (3) 防護区域の設定に関すること。
- (4) 防護区域の出入管理に関すること。
- (5) 監視装置の設置に関すること。
- (6) 特定放射性物質を容易に持ち出すことができないようにするための措置に関すること。
- (7) 特定放射性物質の管理に関すること。
- (8) 特定放射性物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。
- (9) 関係機関との連絡体制の整備に関すること。
- (10) 特定放射性物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。
- (11) 特定放射性物質の防護のために必要な教育及び訓練(第 11 条第 2 項第 6 号において「防護に関する教育及び訓練」という。)に関すること。
- (12) 特定放射性物質の盗取時の対応に関すること。
- (13) 製造所における特定放射性物質の運搬に関すること。
- (14) 特定放射性物質の防護に関する記帳及び保存に関すること。
- (15) 特定放射性物質の防護に関する業務の改善に関すること。
- (16) その他特定放射性物質の防護に関し、必要な事項

(記録)

第 11 条 (略)

2 特定放射性物質を取り扱う製造業者は、当該特定放射性物質の取扱いにつき、帳簿を備え、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 防護区域常時立入者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名
- (2) 防護区域の出入管理の状況及びその担当者の氏名(前号に掲げる状況及び氏名を除く。)
- (3) 監視装置による防護区域内の監視の状況及びその担当者の氏名
- (4) 特定放射性物質の点検の状況及びその担当者の氏名
- (5) 特定放射性物質の防護のために必要な設備及び装置の点検及び保守の状況並びにこれらの担当者の氏名
- (6) 防護に関する教育及び訓練の実施状況
- (7) 製造所における特定放射性物質の運搬に関する取決め

3 前 2 項の帳簿は、最終の記載の日から 5 年間保存しなければならない。

(障害防止主任者)

第 12 条 製造業者は、次の各号に掲げる者のうちから障害防止主任者を選任して、放射性物質による障害の防止に関する監督を行なわせなければならない。

- (1) (略)
- (2) 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)第 35 条第 1 項に規定する第一種放射線取扱主任者免状を有する者

(特定放射性物質防護管理者)

第 12 条の 2 特定放射性物質を取り扱う製造業者は、次の各号に掲げる要件を満たす者のうちから特定放射性物

(記録)

第 11 条 (略)

(新設)

2 前項の帳簿は、最終の記載の日から 5 年間保存しなければならない。

(障害防止主任者)

第 12 条 製造業者は、次の各号に掲げる者のうちから障害防止主任者を選任して、放射性物質による障害の防止に関する監督を行なわせなければならない。

- (1) (略)
- (2) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)第 35 条第 1 項に規定する第一種放射線取扱主任者免状を有する者

(新設)

質防護管理者を選任し、特定放射性物質の防護に関する監督を行なわせなければならない。

(1) 製造所において特定放射性物質の防護に関する業務を統一的に管理できる地位にある者

(2) 放射性物質の取扱いに関する一般的な知識を有する者

(3) 特定放射性物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として1年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると認められる者

(報告)

第13条 製造業者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 放射性物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。

イ (略)

ロ 気体状の放射性物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。

ハ 漏えいした放射性物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

(6)～(9) (略)

2・3 (略)

(準用)

第15条 薬局開設者については、第1条第7号及び第8号、第2条(第8項から第12項までを除く。)、第3条第1項並びに第4条から第14条まで(第6条第11号から第13号まで、第6条の2、第11条第1項第2号、第4号、第8号及び第9号並びに第2項並びに第12条の2を除く。)を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(表略)

2 製造販売業者については、第1条第7号及び第8号、第2条(第2項、第3項及び第8項から第12項までを除く。)、第3条第1項並びに第4条から第14条まで(第5条第1項第3号の表放射性物質による汚染の状況の項口、第6条第11号から第13号まで、第6条の2、第11条第1項第2号、第4号、第5号及び第7号から第9号まで並びに第2項並びに第12条の2を除く。)を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(表略)

3 卸売販売業者については、第1条第7号及び第8号、第2条(第8項から第12項までを除く。)、第3条第1項並びに第4条から第14条まで(第6条第11号から第13号まで、第6条の2、第11条第1項第2号、第4号、第8号及び第9号並びに第2項並びに第12条の2を除く。)を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(表略)

(報告)

第13条 製造業者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 放射性物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。

イ (略)

ロ 気体状の放射性物質等が漏えいした場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。

(新設)

(6)～(9) (略)

2・3 (略)

(準用)

第15条 薬局開設者については、第1条第7号及び第8号、第2条、第3条第1項、第4条から第14条まで(第11条第1項第2号、第4号、第8号及び第9号を除く。)を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(表略)

2 製造販売業者については、第1条第7号及び第8号、第2条(第2項及び第3項を除く。)、第3条第1項、第4条から第14条まで(第5条第1項第3号の表放射性物質による汚染の状況の項口並びに第11条第1項第2号、第4号、第5号及び7号から第9号までを除く。)を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(表略)

3 卸売販売業者については、第1条第7号及び第8号、第2条、第3条第1項、第4条から第14条まで(第11条第1項第2号、第4号、第8号及び第9号を除く。)を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(表略)

<p>附 則 (施行期日) 第 1 条 この省令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、放射性医薬品の製造及び取扱規則第 5 条の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>	
--	--

④放射性物質の数量等に関する基準

(平成 12 年 12 月 26 日厚生省告示第 399 号)

(傍線の部分が改正箇所)

<p>改正後 (最終改正 令和 2 年 3 月 31 日 厚生労働省告示第 142 号)</p>	<p>改正前 (最終改正 平成 28 年 3 月 28 日 厚生労働省告示第 109 号)</p>
<p>(等価線量限度) 第 4 条 製造及び取扱規則第 1 条第 6 号に規定する放射線作業者の各組織の一定期間内における等価線量限度は、次のとおりとする。 (1) 眼の水晶体については、4 月 1 日を始期とする 1 年間につき <u>50 ミリシーベルト及び令和 3 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間につき 100 ミリシーベルト</u> (2)・(3) (略)</p> <p>(特定放射性物質) 第 6 条の 2 製造及び取扱規則第 1 条第 9 号の特定放射性物質に係る数量は、一の放射性物質を取り扱う作業室、試験検査室(動物試験を行う場合には動物試験室を含む。)、汚染検査室(人体又は作業衣、履物、防護具等人体に着用している物の表面の放射性物質による汚染の検査及び除去を行う室をいう。)、貯蔵設備若しくは廃棄設備(以下「作業室等」という。)に存し、又は一の放射性輸送物(放射性物質等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。)に含まれている放射性物質について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数量とする。 (1) <u>放射性物質の種類が 1 種類のもの 別表第 4 の 2 の第 1 欄に掲げる種類に応じて、同表の第 2 欄に掲げる数量</u> (2) <u>放射性物質の種類が 2 種類以上のも 別表第 4 の 2 の第 1 欄に掲げる種類ごとの放射性物質の数量をそれぞれ同表の第 2 欄に掲げる数量で除して得た値の和が 1 となるようなそれらの数量</u></p> <p>(防護措置に関する特定放射性物質の区分に係る数量) 第 11 条の 4 製造及び取扱規則第 2 条第 8 項の表第 1 号に規定する放射性物質の数量は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数量とする。 (1) <u>放射性物質の種類が 1 種類のもの 別表第 4 の 2 の第 1 欄に掲げる種類に応じて、同表の第 2 欄に掲げる数量に 1000 を乗じて得た数量</u> (2) <u>放射性物質の種類が 2 種類以上のも 別表第 4 の 2 の第 1 欄に掲げる種類ごとの放射性物質の数量をそれぞれ同表の第 2 欄に掲げる数量で除して得た値の和が 1000 となるようなそれらの数量</u> 2 製造及び取扱規則第 2 条第 8 項の表第 2 号に規定する放射性物質の数量については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「1000」とあるのは、「10」と読み替えるものとする。</p> <p>(一時的立入者の測定に係る線量) 第 13 条 製造及び取扱規則第 5 条第 2 項第 1 号へに規定する一時的に立ち入る者であって、放射線作業者でないものの測定に係る線量は、実効線量が 100 マイクロシーベルトとする。 2 (略)</p>	<p>(等価線量限度) 第 4 条 製造及び取扱規則第 1 条第 6 号に規定する放射線作業者の各組織の一定期間内における等価線量限度は、次のとおりとする。 (1) 眼の水晶体については、4 月 1 日を始期とする 1 年間につき <u>150 ミリシーベルト</u> (2)・(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(一時的立入者の測定に係る線量) 第 13 条 製造及び取扱規則第 5 条第 2 項第 1 号ホに規定する一時的に立ち入る者であって、放射線作業者でないものの測定に係る線量は、実効線量が 100 マイクロシーベルトとする。 2 (略)</p>

(実効線量及び等価線量の算定)

第 17 条 (略)

2 製造及び取扱規則第 5 条第 3 項第 5 号に規定する等価線量は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 眼の水晶体の等価線量は、1 センチメートル線量当量、3 ミリメートル線量当量又は 70 マイクロメートル線量当量のうち、いずれか適切なものとすること。
- (3) (略)

3 製造及び取扱規則第 5 条第 3 項第 5 号の 2(同項第 5 号の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する期間は、平成 13 年 4 月日以後 5 年ごとに区分した各期間とする。

(予防規程に危険時の措置等を要する放射性物質の数量)

第 17 条の 2 製造及び取扱規則第 6 条第 1 項第 12 号に規定する放射性物質の数量は、一の作業室等(貯蔵設備及び廃棄設備を除く。)で 1 日に使用する放射性物質について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

- (1) 放射性物質の種類が 1 種類のもの 別表第 7 の第 1 欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、同表の第 2 欄に掲げる数量
- (2) 放射性物質の種類が 2 種類以上のもの 別表第 7 の第 1 欄に掲げるそれぞれの数量の同表の第 2 欄に掲げる数量に対する割合の和が 1 となるような数量

2 製造及び取扱規則第 6 条第 1 項第 13 号に規定する放射性物質の数量は、その種類ごとに別表第 1 の第 2 欄に掲げる量に 10 万を乗じて得た数量とする。

別表第 1(第 1 条, 第 17 条の 2 関係)

(略)

別表第 2(第 5 条, 第 12 条, 第 15 条関係)

放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類である場合の空气中濃度限度等

第 2 欄～第 6 欄 (略)

第 1 欄	
放射性物質の種類	
核種	化学形等
(略)	(略)
¹¹¹ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物以外の化合物及び金属銀
(略)	(略)

別表第 4 の 2 (第 6 条の 2, 第 11 条の 4 関係)

特定放射性物質の数量

第 1 欄		第 3 欄
放射性物質の種類		数量
核種	物理学的半減期等	(TBq)
³ H		2×10^3
¹⁴ C		5×10^1
²² Na		2×10^1
³² P		2×10^1
³³ P		2×10^2
³⁵ S		6×10^1
⁴⁵ Ca		1×10^2

(実効線量及び等価線量の算定)

第 17 条 (略)

2 製造及び取扱規則第 5 条第 3 項第 5 号に規定する等価線量は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 眼の水晶体の等価線量は、1 センチメートル線量当量又は 70 マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。
- (3) (略)

3 製造および取扱規則第 5 条第 3 項第 5 号の 2)に規定する期間は、平成 13 年 4 月日以後 5 年ごとに区分した各期間とする。

(新設)

別表第 1(第 1 条関係)

(略)

別表第 2(第 5 条, 第 12 条, 第 15 条関係)

放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類である場合の空气中濃度限度等

第 2 欄～第 6 欄 (略)

第 1 欄	
放射性物質の種類	
核種	化学形等
(略)	(略)
¹¹¹ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)

(新設)

^{47}Ca	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^1
^{51}Cr		5×10^3
^{52}Mn		2×10^1
^{55}Fe		8×10^2
^{59}Fe		1×10^1
^{57}Co		4×10^2
^{58}Co		7×10^1
^{60}Co		3×10^1
^{63}Ni		6×10^1
^{65}Zn		3×10^2
^{67}Ga		4×10^2
^{68}Ge	放射平衡中の子孫核種を含む。	2×10^1
^{74}As		3×10^1
^{76}As		1×10^1
^{75}Se		2×10^2
^{85}Kr		2×10^3
^{86}Rb		2×10^1
^{85}Sr		7×10^1
^{89}Sr		2×10^1
^{90}Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^0
^{87}Y	放射平衡中の子孫核種を含む。	2×10^2
^{90}Y		1×10^1
^{99}Mo	放射平衡中の子孫核種を含む。	2×10^1
^{106}Ru	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^1
^{103}Pd	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^2
^{111}Ag		3×10^1
^{111}In		1×10^2
^{113}Sn	放射平衡中の子孫核種を含む。	5×10^1
^{117m}Sn		4×10^1
^{132}Te	放射平衡中の子孫核種を含む。	8×10^{-1}
^{125}I		2×10^{-1}
^{131}I		2×10^{-1}
^{133}Xe		2×10^2
^{131}Cs		2×10^3
^{137}Cs	放射平衡中の子孫核種を含む。	2×10^1
^{133}Ba		7×10^1
^{153}Gd		8×10^1
^{169}Yb		3×10^1
^{177}Lu		1×10^2
^{182}Ta		3×10^1
^{186}Re		1×10^1
^{192}Ir		2×10^1
^{198}Au		3×10^1
^{199}Au		3×10^2
^{197}Hg		3×10^1
^{203}Hg		2×10^0

^{201}Tl		1×10^3
^{222}Rn		9×10^4
^{223}Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-1}
^{226}Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	7×10^{-2}
備考 第 2 欄に掲げる数量について、放射平衡に含める親核種と子孫核種は別表第 1 の備考に準ずる。		

(新設)

別表第 7 (第 17 条の 2 関係)

予防規程に危険時の措置を要する放射性物質の数量

第 1 欄		第 2 欄
放射性物質の種類		数量
核種	物理学的半減期等	(TBq)
^3H		2×10^3
^{11}C		4×10^2
^{14}C		5×10^1
^{18}F		3×10^1
^{22}Na		2×10^1
^{24}Na		2×10^1
^{32}P		2×10^1
^{33}P		2×10^2
^{35}S		6×10^1
^{42}K		1×10^1
^{43}K		3×10^1
^{45}Ca		1×10^2
^{47}Ca	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^1
^{51}Cr		5×10^3
^{52}Mn		2×10^1
^{52}Fe	放射平衡中の子孫核種を含む。	9×10^0
^{55}Fe		8×10^2
^{59}Fe		1×10^1
^{57}Co		4×10^2
^{58}Co		7×10^1
^{60}Co		3×10^1
^{63}Ni		6×10^1
^{64}Cu		4×10^1
^{65}Zn		3×10^2
^{67}Ga		4×10^2
^{68}Ga		1×10^1
^{72}Ga		2×10^1
^{68}Ge	放射平衡中の子孫核種を含む。	2×10^1
^{74}As		3×10^1
^{76}As		1×10^1
^{75}Se		2×10^2
^{82}Br		7×10^1
^{85}Kr		2×10^3
^{81}Rb		2×10^3
^{86}Rb		2×10^1
^{85}Sr		7×10^1
$^{87\text{m}}\text{Sr}$		9×10^1
^{89}Sr		2×10^1
^{90}Sr	放射平衡中の子孫	1×10^0

	核種を含む。	
^{87}Y	放射平衡中の子孫核種を含む。	2×10^2
^{90}Y		1×10^1
^{99}Mo	放射平衡中の子孫核種を含む。	2×10^1
^{99m}Tc		7×10^2
^{106}Ru	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^1
^{103}Pd	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^2
^{111}Ag		3×10^1
^{111}In		1×10^2
^{113m}In		5×10^1
^{113}Sn	放射平衡中の子孫核種を含む。	5×10^1
^{117m}Sn		4×10^1
^{132}Te	放射平衡中の子孫核種を含む。	8×10^{-1}
^{123}I		3×10^1
^{125}I		2×10^{-1}
^{131}I		2×10^{-1}
^{132}I		6×10^0
^{133}Xe		2×10^2
^{131}Cs		2×10^3
^{137}Cs	放射平衡中の子孫核種を含む。	2×10^1
^{133}Ba		7×10^1
^{153}Sm		4×10^1
^{153}Gd		8×10^1
^{169}Yb		3×10^1
^{177}Lu		1×10^2
^{182}Ta		3×10^1
^{186}Re		1×10^1
^{192}Ir		2×10^1
^{198}Au		3×10^1
^{199}Au		3×10^2
^{197}Hg		3×10^1
^{203}Hg		2×10^0
^{201}Tl		1×10^3
^{222}Rn		9×10^4
^{223}Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-1}
^{226}Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	7×10^{-2}
備考 第 2 欄に掲げる数量について、放射平衡に含める親核種と子孫核種は別表第 1 の備考に準ずる。		
<p>前文（令和 2 年 3 月 21 日厚生労働省告示第 142 号） 放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 63 号）の施行に伴い、放射性物質の数量等に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 399 号）の一部を次の表のように改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条、第 13 条及び第 17 条の改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。</p>		

⑤臨床検査技師等に関する法律施行規則第 12 条第 1 項第 5 号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準(抄)

(昭和 56 年 3 月 2 日厚生省告示第 16 号)

(傍線の部分が改正箇所)

改正後 (最終改正 令和 2 年 4 月 1 日 厚生労働省告示第 166 号)	改正前 (最終改正 平成 18 年 3 月 31 日 厚生労働省告示第 306 号)
<p>第2 管理に関する基準 1～6 (略)</p> <p>7 6の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。)による線量及び人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること(以下「内部被ばく」という。)による線量当量について、次に定めるところにより測定した結果に基づき、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 30 条の 18 第 2 項各号列記以外の部分の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定しなければならない。</p> <p>(1) 外部被ばくによる線量の測定は、1 センチメートル線量当量、3 ミリメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、当該外部被ばくによる線量を算定するために適切と認められるものを放射線測定器を用いて測定することにより行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した場合にはその都度、使用室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る場合には 3 月を超えない期間ごとに 1 回(妊娠中である女子にあつては、本人の申出等により衛生検査所の管理者が妊娠の事実を知った時から出産までの間 1 月を超えない期間ごとに 1 回)、医療法施行規則第 30 条の 18 第 2 項第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより行うこと。</p> <p>8～14 (略)</p> <p>第3 限度 1～7 (略)</p> <p>8 第 2 の 6 に規定する検査従事者等に係る等価線量限度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 眼の水晶体については、<u>令和 3 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間につき 100 ミリシーベルト及び 4 月 1 日を始期とする 1 年間につき 50 ミリシーベルト</u>(緊急検査従事者等に係る眼の水晶体の等価線量限度は、300 ミリシーベルト)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>別表第1(第3関係) 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、1種類である場合</p>	<p>第2 管理に関する基準 1～6 (略)</p> <p>7 6の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。)による線量及び人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること(以下「内部被ばく」という。)による線量当量について、次に定めるところにより測定した結果に基づき、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 30 条の 18 第 2 項各号列記以外の部分の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定しなければならない。</p> <p>(1) 外部被ばくによる線量の測定は、1 センチメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量(中性子線については、1 センチメートル線量当量)を放射線測定器を用いて測定することにより行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (1)の規定にかかわらず、(2)のただし書により体幹部<u>以外の部位について測定する場合は、70 マイクロメートル線量当量(中性子線については、1 センチメートル線量当量)を測定すれば足りること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した場合にはその都度、使用室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る場合には 3 月を超えない期間ごとに 1 回(妊娠中である女子にあつては、本人の申出等により衛生検査所の管理者が妊娠の事実を知った時から出産までの間 1 月を超えない期間ごとに 1 回)、医療法施行規則第 30 条の 18 第 2 項第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣の定めるところにより行うこと。</p> <p>8～14 (略)</p> <p>第3 限度 1～7 (略)</p> <p>8 第 2 の 6 に規定する検査従事者等に係る等価線量限度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 眼の水晶体については、4 月 1 日を始期とする 1 年間につき 150 ミリシーベルト(緊急検査従事者等に係る眼の水晶体の等価線量限度は、300 ミリシーベルト)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>別表第 1(第 3 関係) 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、1種類である場合</p>

^{113}Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	^{113}Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)	(略)	(略)
$^{113\text{m}}\text{Ag}$	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	$^{113\text{m}}\text{Ag}$	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)	(略)	(略)
^{115}Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	^{115}Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)	(略)	(略)

前文 (令和2年4月1日 厚生労働省告示 第166号)

臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条第1項第5号及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の18第2項の規定に基づき、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第5号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の一部を改正する告示を次のように定め、令和3年4月1日から適用する。ただし、第1条中臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第5号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準(昭和56年厚生省告示第16号)別表第1の改正規定及び第2条中放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法(平成12年厚生省告示第398号)別表第3の改正規定は、公布の日から適用する。